

周南市告示第211号

令和4年12月28日

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規定に基づき、
住居表示を実施すべき区域を次のとおり告示する。

周南市長 藤井 律子



1 実施区域

- (1) 周南市^{とんだしんまち}富田新町一丁目
- (2) 周南市^{とんだしんまち}富田新町二丁目
- (3) 周南市^{はまだ}浜田二丁目
- (4) 周南市^{ちゅうおうちょう}中央町

2 実施する期日

令和5年2月4日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別図のとおり

周南市 住居表示 新旧対照案内図

住居表示実施地区 富田新町一丁目 富田新町二丁目 中央町 浜田二丁目
令和5年2月4日実施

大字富田

宮の前一丁目

富田二丁目

平野二丁目

周南市

浜田一丁目

古市一丁目

宮の前二丁目

中央町

<清水二丁目>

古市二丁目



凡 例	
---	新 町 界
赤字の町名	新 町 名
道路	街 区 界
水路	公 園
①	新街区符号
1	新住居番号

この地図は、周南市長の承認を得て平成27年3月作成周南市地図を複製したものである。(承認番号：周都政第353号)